

医師の働き方改革関連法令の施行に係る特定労務管理対象機関の指定手続き等について

1 医師の働き方改革について

これまでの地域医療は医師の長時間労働により支えられており、今後医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。

こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。

そのため、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用が開始される。

| 原則 | | | |
|-------------------|--|--|-----------------|
| 全ての労働者 ※医師はR6から適用 | | 月45時間以下 年360時間以下 | |
| 例外 | | | |
| 一般の労働者 | | 月100時間未満 複数月平均80時間以下 年720時間以下 | |
| 医師 | 一般の勤務医 ★A水準 | 月100時間未満（例外あり※）年960時間以下 いずれも休日労働含む | 2035年度 までの特例 |
| | 地域医療確保のために派遣され、 通算で長時間労働となる医師 ★連携B水準 | 月100時間未満（例外あり※）年1,860時間以下 いずれも休日労働含む | |
| | 地域医療確保に欠かせない機能 （3次救急等）を持つ医療機関 の勤務医 ★B水準 | ●連携B水準は派遣元・派遣先それぞれの上限が年960時間以下となり、 合計で年1,860時間以下とする必要あり | |
| | 短期間で集中的に症例経験を積 む必要がある医師（研修医等） ★C-1、C-2水準 | 月100時間未満（例外あり※）年1,860時間以下 いずれも休日労働含む | |

※月100時間以上となる場合（例外適用時）の義務

面接
指導

+

- ・連続勤務期間制限28時間
- ・勤務時間インターバル9時間の確保
- ・インターバルを確保できなければ代休を取得

※一般の勤務医は努力義務

2 特定労務管理対象機関の指定に係る手続等について

(1) 特定労務管理対象機関の指定について

都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を特定労務管理対象機関（特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携B水準対象機関）、技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）、及び特定高度技能研修機関（いわゆるC-2水準対象機関））として指定することとされている。

なお、C-1水準の指定にあたっては、事前に県の地域医療対策協議会の意見を聴取する必要がある。（B水準等の指定についても報告する。）

(2) 特定労務管理対象機関の対象となる医療機関の要件について

| 水準 | 要件 |
|--------------------------|---|
| 特定地域医療提供機関 (B水準) | <ul style="list-style-type: none"> ○三次救急医療機関 ○二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ○在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ○公共性と不確実性が強く働くものとして、県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 ○特に専門的な知識・技能や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関等 <p>※B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、上記機能を果たすために、やむなく予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師に限られる。</p> |
| 連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準) | <ul style="list-style-type: none"> ○医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関(大学病院や地域医療支援病院等) <p>※連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、上記機能を果たすために、やむなく他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師に限られる。</p> |
| 技能向上集中研修機関 (C-1水準) | <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの医療機関 <p>※一定期間集中的に数多くの診療を行い、様々な症例を経験することが医師(又は専門医)としての基礎的な技能や能力の修得に必要不可欠な場合。</p> |
| 特定高度技能研修機関 (C-2水準) | <ul style="list-style-type: none"> ○対象分野における医師の育成が可能である医療機関 <p>※医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行う場合。</p> |

(3) 特定労務管理対象機関指定の流れについて(別紙2上段)

- ① 指定を希望する医療機関は、医師労働時間短縮計画の案を作成した上で、勤務する医師の労務管理を行うための体制、労働時間短縮のための取組等について、医療機関勤務環境評価センター(日本医師会が受託)の評価を受診
- ② 評価センターの評価を踏まえ、県へ指定申請書の提出
- ③ 県は指定申請書を受付、医療審議会・地域医療対策協議会の意見を聴取
- ④ 県は医療審議会等の意見や地域医療への影響等を踏まえ指定を判断
- ⑤ 県は指定結果について医療機関に通知するとともに指定公示・評価の公表

(4) 特定労務管理対象機関指定に向けた本県のスケジュールについて(別紙2下段)

評価センターの評価の想定処理期間が4ヶ月程度、県の処理期間が2ヶ月程度と想定されているため、指定を希望する医療機関においては、遅くとも令和5年8月までには、評価センターの評価を受診する必要がある。

なお、評価センターの評価の結果によっては、労務環境の改善等が必要となる場合が想定されるため、今後、県において指定を希望する医療機関に対して、早期に評価センターを受審するよう勧奨する必要がある。

3 特定労務管理対象機関の指定に係る宮崎県の各様式について

特定労務管理対象機関の指定に係る宮崎県の各様式について別案1～5のとおり策定する。(※全様式について、厚生労働省が示した例を元に作成。)

- 案1 特定地域医療提供機関(B水準)指定申請書
- 案2 連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)指定申請書
- 案3 技能向上集中研修機関(C-1水準)指定申請書
- 案4 特定高度技能研修機関(C-2水準)指定申請書
- 参考1: C-2水準に係る技能研修計画(国様式: 医師→医療機関→国)
- 参考2: C-2水準に係る対象医療機関申請書様式(国様式: 医療機関→国)
- 案5 特定労務管理対象機関指定通知書